

作成例

多量排出事業者の産業廃棄物処理計画（基本計画）

多量排出事業者産業廃棄物処理計画書

福 岡 市 長 殿 平成 年 月 日

多量排出事業者

住 所 A B 県 C D 市中央町 1 - 1

名 称 減量建設 株式会社 東西支店

代表者 支店長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第7項の規定により、産業廃棄物処理計画を作成したので、次のとおり提出します。

事業場の名称	減量建設 株式会社 東西支店					
所在地	A B 県 C D 市中央町 1 - 1					
業 種 [産 業 分 類]	建設業・総合工事業・一般土木建築工事業 [0 9 1 1]					
事業内容	建築設計、建築工事施工〔支店の担当区域 A B 県、C D 市〕					
資 本 金	5 億円					
従 業 員 数	総 数	5 0 人	正社員	4 3 人	その他	7 人
製造品出荷額等 又は 元請完成工事高	(支店) 15,000百万円/年〔A B 県 6,200百万円〕 〔請負完成工事高〕					
産業廃棄物発生量	18,980t/年、特別管理産業廃棄物20t/年〔支店全体〕					
計 画 期 間	平成10年 4月 1日 から 平成15年 3月31日まで					
連絡先(担当者)	所属部署：事業管理部 事業管理課 氏 名： 電話番号：0123-00-4567 F A X：0123-00-4568					

(裏面)

計 画 概 要 （ 添 付 書 類 ）	<ul style="list-style-type: none">1 事業の概要2 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項3 産業廃棄物処理の現状<ul style="list-style-type: none">(1) 産業廃棄物の種類、性状、発生量等(2) 産業廃棄物の処理状況及び課題<ul style="list-style-type: none">ア 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項イ 産業廃棄物の分別に関する事項ウ 産業廃棄物の再生利用に関する事項エ 産業廃棄物の自己処理に関する事項オ 産業廃棄物の委託処理に関する事項カ その他関連事項4 産業廃棄物減量化及び適正処理の計画<ul style="list-style-type: none">(1) 計画の目標(2) 目標達成の為の方策<ul style="list-style-type: none">上記3 - (2)アからカまでの事項5 その他関連推進事項
備 考	<ul style="list-style-type: none">1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。(図面等は除く。)2 提出部数は、2部とする。3 実績等については、計画前年度を基本とすること。4 計画期間は、原則5年間とする。5 上記の計画概要に掲げる事項を網羅すれば、添付書類の様式は問わない。6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の4の5第3号に規定する書面(実施計画書-様式第2号の2)を添付すること。

1. 事業概要

(1) 事業場概要

事業内容

- ・当東西支店は、公共建築物や共同住宅などの新築及び解体工事を主に取り扱っている。また、土木工事は殆ど行っていない。
- ・工事内訳は、総延べ床面積割合でみて新築工事が86%、解体工事が14%となっている。

表1 工事内訳（平成9年度実績）

工事区分	工事件数	総延べ床面積（㎡）
新築工事	5	60,000
解体工事	3	10,000
合計	8	70,000

- ・平成9年度は、6ヶ所の作業所が配置されていた。

支店と作業所の業務

- ・東西支店の業務は、工事の設計、入札、契約、作業所の監督、作業所員の任命、行政への届出事務等である。
- ・作業所の業務は、施工図面の作成、工事計画の策定、業者の選定と契約、近隣との作業調整、作業の監督等であり、作業所責任者は、元請けを代理する立場にあり、廃棄物処理の管理責任がある。一作業所は社員3人から15人の規模であり、作業所には約50社程度の関連会社がある。

事業展望

建設業界の工事受注の見込みは一般に減少傾向にあるが、当支店の今後5年間の受注は、現状維持を見込んでいる。

(2) 建設工事請負実績

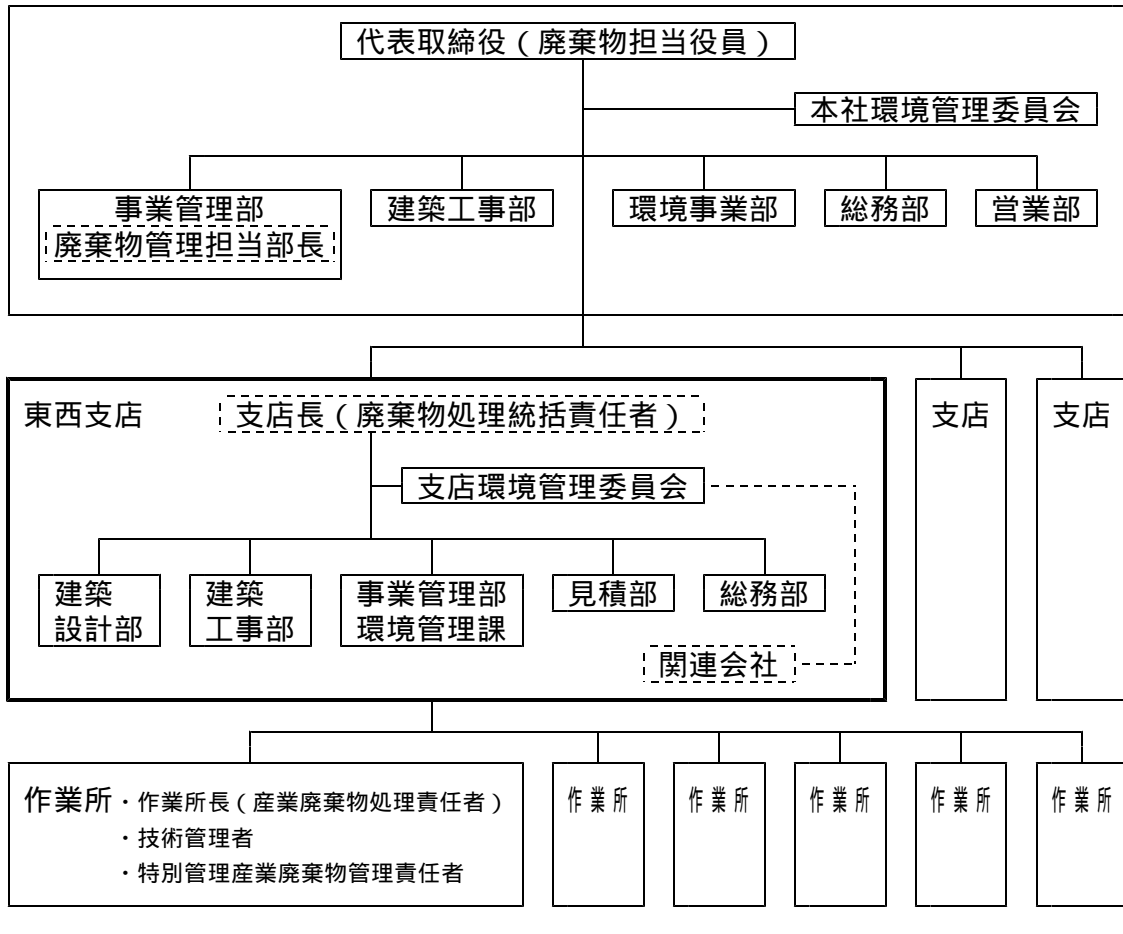
表2 建設工事請負実績（平成9年4月～平成10年3月の工事等実績）

作業所	工事名称 (新築、解体の区分)	工事 番号	工 事 概 要				産業廃棄物 排出量 (t/年)
			工期	構 造 規模等	延べ床面積 (m ³)	施工場所	
1	解体工事A 県公社マンション A棟	解1	H.9.4 ゝ H.9.5	R C造 地上4階	4,000	A B 県 C D 市北町	5,200
	解体工事B 県公社マンション B棟	解2	H.9.5 ゝ H.9.6	R C造 地上4階	4,000	A B 県 C D 市北町	5,200
	新築工事 (マンション建替工事) 県 - 123 - CD街区北 A4、A5棟	新1	H.9.5 ゝ H.10.6	S R C造 2棟 地上10階 地下1階	20,000	A B 県 C D 市北町	1,600
2	新築工事 減建モデルビル	新2	H.9.1 ゝ H.9.12	S R C造 地上7階	10,000	A B 県 C D 市南町	700
3	新築工事 県文科会館	新3	H.9.4 ゝ H.10.3	R C造 地上5階 地下2階	4,000	A B 県 C D 市中央町	400
4	新築工事 いろはビル	新4	H.8.7 ゝ H.10.03	S R C造 地上15階 地下2階	30,000	A B 県 E F 市 G H 郡 大字多減町	2,000
5	新築工事 二穂減土事務ビル	新5	H.8.10 ゝ H.10.3	S R C造 地上15階 地下2階	20,000	A B 県 E F 市 G H 郡 大字再生町	1,300
6	解体工事A C D事務所ビル	解3	H.9.4 ゝ H.10.2	R C造 地上7階	4,000	A B 県 E F 市 G H 郡 大字多減町 A B 県 C D 市北町	5,200
合 計					94,000		19,000

2 . 管理体制（廃棄物処理に関する管理組織等）

統括責任者	所 属：東西支店	職・氏名：支店長
廃棄物担当	組織名：事業管理部環境管理課	組織人数：3人
役 割	支店環境管理委員会	廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 ・委員長 - 支店長 ・委員 - 関連部署部長、各作業所長 ・事務局 - 事業管理部環境管理課
	廃棄物処理統括責任者	廃棄物処理方針の策定 支店の廃棄物管理規定の策定・改廃 廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	廃棄物管理担当課長	廃棄物処理計画の作成 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理委託契約の締結 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理 特別管理産業廃棄物管理責任者、技術管理者等の設置 監督官庁への各種報告 社員、関連会社に対する教育・啓発 各作業所に対する情報提供、支援及び指導 その他関係する事項

廃棄物管理組織



3. 管理方針

(1) 廃棄物処理

法令の遵守等

産業廃棄物の適正処理を確保するため、関連する法令、その他の規則を遵守するとともに行政の環境施策に協力する。

排出事業者の処理責任

発生した産業廃棄物を処理業者に委託する場合には、収集運搬から処分に至るまで確認し的確に管理する。また、下請け等の関連会社における廃棄物の処理状況を確認するなど元請け業者として責任を果たす。

目標の設定

最終処分量の削減、再生利用の拡大等について、数値目標及びその達成時期を定め実施する。また、これら処理に関する目標及び計画は、定期的に必要な見直しを行う。

廃棄物処理の取組

廃棄物の処理について次に掲げる事項を実施し、また、関連会社にも必要な指導を行う。

- ア.発生抑制 ・設計及び施工計画段階において廃棄物の発生抑制を考慮した工法、資材等を採用する。
- イ.再生利用 ・作業所内で資材を繰り返し使用する。
・廃棄物を再生処理施設へ委託し、自らも再生資材を積極的に使用する。
・廃棄物の分別を徹底し再生利用を推進する。
- ウ.中間処理 ・汚泥の脱水を行うなど中間処理を推進する。
- エ.その他 ・処理内容を確認し、処理業者と適正な委託契約を締結する。
・特別管理産業廃棄物の適正処理を確保する。

教育・研修等

発生する廃棄物の種類、発生状況、処理方法、処理に関する留意事項を整理し、従業員等に定期的に教育・研修等を行う。

情報公開

廃棄物処理に関する信頼性を確保するため、廃棄物の発生や処理状況について情報の公開に努める。

(2) 環境全般

『環境と調和』を経営の重要な課題の一つとしてとらえ、環境の継続的な改善を推進する。

環境関連の法令及び会社が定める規定等を遵守し、環境の改善に努める。

当支店の環境に関連する対策として、次のことを推進する。

ア.地球温暖化防止のための省エネルギー化を推進する。

イ.環境汚染防止と資源の有効活用を目指し、産業廃棄物の削減と再生利用を推進する。

ウ.建築にあたっては、主要資材や建築物が廃棄物になった場合の環境への影響に配慮する

環境保全活動の推進、環境汚染の防止及びその他の環境負荷の低減に努める。

4 . 廃棄物処理対策

(1) 廃棄物処理の現状

当支店が管轄する作業所から排出される産業廃棄物排出量（基準量）は19,000t/年となっており、そのうち特別管理産業廃棄物（廃石綿等）が20t/日となっている。また、新築工事からの排出量が全体の3割、解体工事が7割となっている。

表3 産業廃棄物処理の内訳（平成9年度実績）

（t/年）

	新築工事	解体工事	合 計
再生利用	714(12%)	3,099(24%)	3,813(20%)
中間処理	168(3%)	289(2%)	457(2%)
最終処分	5,118(85%)	9,612(74%)	14,730(78%)
合 計	6,000(100%)	13,000(100%)	19,000(100%)

注) ()は構成比

産業廃棄物の種類別排出・処理状況、産業廃棄物の種類別処理、産業廃棄物処理の課題を以下に示す。

表4 産業廃棄物の種類別排出・処理状況

廃棄物の品目	性状	排出量(基準年) (t/年)			処理方法 - 凡例 - (再):再生利用 (中):中間処理 (最):最終処分 :自己処理 :委託処理
		新築 工事	解体 工事	合計	
(a) コンクリートくず	固形状	-	7,370	7,370	骨材化(破碎・選別)(再) ----- 埋立[安定型]*1(最)
(b) ガラス・陶磁器くず	固形状	600	390	990	骨材化(破碎・選別)(再) ----- 再生業者回収[石膏ボード類](最) ----- 埋立[安定型]*1(最)
(c) 金属くず	固形状	120	130	250	スクラップ化(選別)(再)
(d) 木くず	固形状	120	130	250	チップ化(破碎・選別)(再) ----- 焼却 埋立[管理型](中) (最) ----- 埋立[管理型](最)
(e) アスファルトくず	固形状	480	70	550	骨材化(破碎・選別)(再) ----- 埋立[安定型]*1(最)
(f) 廃プラスチック類	固形状	180	20	200	埋立[安定型]*1(最)
(g) 混合廃棄物	固形状	2,400	4,870	7,270	手選別・焼却[木、紙] 埋立[管理型] (中) (最) ----- 埋立[管理型](最)
(h) 汚泥	泥状	2,100	-	2,100	埋立[管理型](最)
(i) 廃石綿等 [特別管理産業廃棄物]	固形状	-	20	20	現場内袋詰め 埋立[管理型](最)
(排出原単位: kg/m ² *2)		6,000 (100)	13,000 (1300)	19,000	

注) *1 必要に応じて埋立前処理(破碎)を行う。

*2 排出原単位 = 排出量 / 総延べ床面積

表5 産業廃棄物の種類別処理

(a)コンクリートくず	<ul style="list-style-type: none"> 汚れて品質が悪いものは、再生用途も限定されていることから埋立処分が多い。
(b)ガラス・陶磁器くず	<ul style="list-style-type: none"> 新築工事のコンクリートくずは、骨材として一部再生利用されている。タイル破材、モルタルくず、ガラス繊維くず等は、色、強度など材質上の問題から殆ど再生利用されていない。 石膏ボード類、ALC板、ロックウール等は再生業者による回収が一部で行われている。
(c)金属くず	<ul style="list-style-type: none"> 異物が付着した鉄材等は、選別処理され再生利用されている。
(d)木くず	<ul style="list-style-type: none"> 新築工事の5割はチップ製造業者に処理を委託されている。新築工事の残り5割と解体工事分は焼却又は埋立処分されている。
(e)アスファルトくず	<ul style="list-style-type: none"> 排出量の7割が道路材等に再生利用され、残り3割が埋立処分されている。
(f)廃プラスチック類	<ul style="list-style-type: none"> 新築工事では梱包材、シート材の廃プラスチックくずが多い。新築及び解体工事の廃プラスチック類はすべて安定型処分場で埋立処分されている。
(g)混合廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> 混合廃棄物はコンクリートくず及びガラス・陶磁器くずが7割、木くずが1割、その他金属くず、廃プラスチック類等が2割である。木くずの一部は焼却処理されているが、その他ほとんどのものが埋立処分されている。
(h)汚泥	<ul style="list-style-type: none"> 建設汚泥は埋立処分されている。

表6 産業廃棄物処理の課題

発生抑制	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の発生抑制を考慮した設計が少ない。 材料を予定使用数量よりも数%多く調達しており、余剰材が廃棄物となっている。 廃棄物となりやすい梱包材の使用が多い。
再生利用	<ul style="list-style-type: none"> 当支店全体の再生利用率は20%であり、建設業の全国平均値(平成7年度値の57%)より低い。 コンクリートくず等の再生骨材の利用先が少ない。 混合廃棄物を選別する施設が館内では少ない。 解体工事では、混合廃棄物の発生が多く、再生利用が進んでいない。
中間処理	<ul style="list-style-type: none"> 木くず用の焼却炉の設置が進んでいない。 脱水、感想による汚泥の中間処理が進んでいない。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 解体工事、小規模工事の場合、契約時における委託先の事前調査が不十分なことがある。

(2) 廃棄物処理の計画

目標年度

平成9年度（計画前年度）を基準年度とし、中長期的な視点に立った経済、処理体制の強化を図るため、目標年度は、平成14年度（計画期間5年間）とした。

計画目標値

地方公共団体などが示す目標も踏まえて産業廃棄物処理の減量達成率の目標値を57%と設定した。

表7 計画目標値

単位：t/年

減量の達成目標値	減量 10,899 (達成率) 57.0%					
	基準年度 の実績 [H.9年度]	計画目標値 [H.14年度]			減量	達成率
		新築工事	解体工事	全体		
発生抑制		540 (9)	0 (0)	540 (3)	540	% 57
再生利用	3,813(20)	2,310 (39)	5,705(44)	8,015 (42)	8,015	
再生利用(直接)	(1,100)	(400)	(700)	(1,100)		
中間処理(投入量)	(17,900)	(4,910)	(12,150)	(17,060)		
中間処理による減量	457 (2)	1,740 (29)	604 (5)	2,344 (12)	2,344	
最終処分 ^{*1}	4,730(78)	1,410 (23)	6,691(51)	8,101 (43)		
合計	19,000				10,899	

*1) 最終処分量は直接最終処分量と中間処理後の残さを加えたもの

産業廃棄物発生量の予測及び処理計画

1.の事業概要で記載したように、当面は現状程度の総延べ床面積（70,000㎡/年）の工事量を見込んでおり、廃棄物は横這いで推移するものとした。処理計画の内容を以下に示す。

図1 産業廃棄物の処理の見込み

処理目標（t/年）

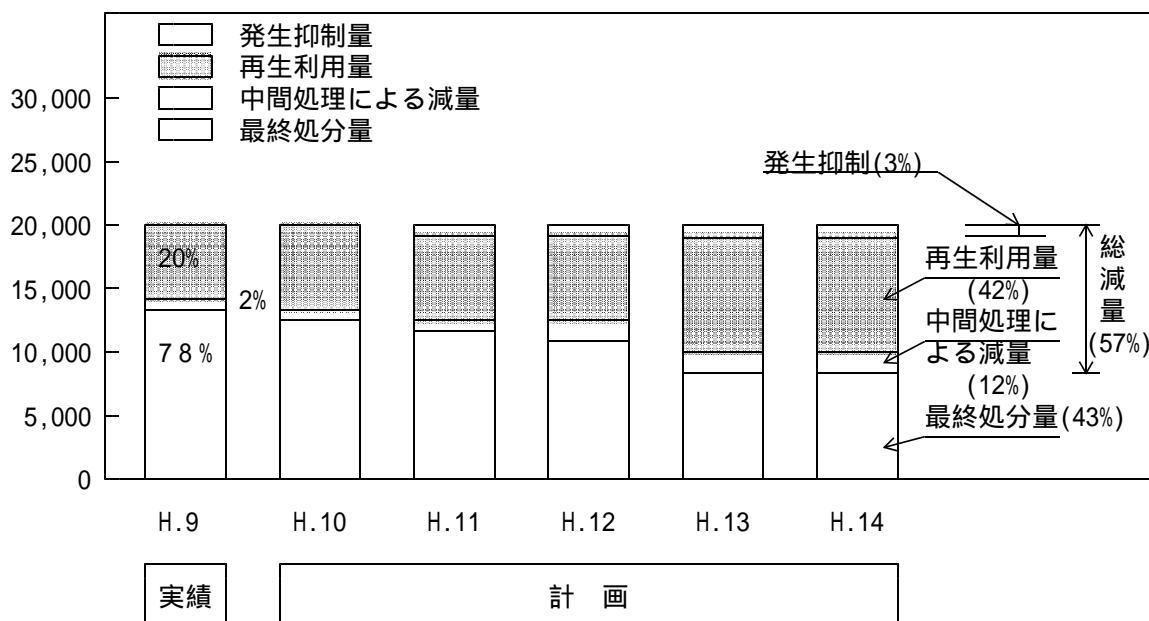


表 8 産業廃棄物の種類別処理計画の概要

単位：t/年

	実績 [H.9年度] 排出基準量 A	計 画 [H.14年度]							
		発生抑制量 B	中間処理量				直接		総減量 I
			処 理 量 C	中間処理後			再生 利用 量 G	最終 処 分量 H	
				再 生 利 用 量 D	最 終 処 分量 E	減 量 F			
(a)コンクリートくず	7,370	0	6,370	3,422	2,948 *1	0	700	300	4,422
(b)ガラス・陶磁器くず	990	180	810	387	423 *1	0	0	0	567
(c)金属くず	250	12	238	238	0	0	0	0	250
(d)木くず	250	24	226	96	13	117	0	0	237
(e)アスファルトくず	550	96	454	426	28	0	0	0	522
(f)廃プラスチック類	200	18	182	182	0	0	0	0	200
(g)混合廃棄物	7,270	0	7,270	2,054	4,249	967	0	0	3,021
(h)汚泥	2,100	210	1,490	210	20	1,260	400	0	1,680
(i)廃石綿 [特別管理産業廃棄物]	20	0	20	0	20	0	0	0	0
合 計	19,000	540	17,060	7,015	7,701	2,344	1,100	300	10,899 (57%)

総減量 = A - E - H = B + D + F + G

中間処理後の減量 = C - (D + E)

総減量率 (%) = (I / A) × 100

注) *1 必要に応じて埋立前処理(破碎)を行う。

目標達成に向けた取組

県内には管理型、遮断型の処分場がなく、汚泥、木くず、混合廃棄物及び廃石綿（特別監理産業廃棄物）は県外の処理業者に委託しており処理コストが高くなっている。また、コンクリートくず、ガラス・陶磁器くず、アスファルトくず、廃プラスチック類は、県内の安定型処分場に埋立処分しているが処理料金の値上げの予定があることから処理コストの増加が懸念される。今後、廃棄物の発生抑制、分別、再生利用、中間処理を推進し最終処分量を一層削減することが必要となっている。

新築工事の設計・施工計画の策定にあたっては、廃棄物の発生抑制の視点に立って使用する材料及び工事方法を採用する。さらに、再生利用を図るため、作業所内での分別を推進し、廃棄物が混合しないように努める。

また、建設廃棄物の再生利用を図るため高度化した中間処理施設を共同で建設するなど、業界として中間処理、再生利用を促進する。

表 9 発生抑制、再生利用、中間処理の目標達成に向けた具体的な対策

発生抑制	<p>廃棄物の発生抑制に考慮した工事方法を採用する。</p> <p>ア. PCコンクリート工法（現場での打設でなく、事前に工場で形成したコンクリート材料を利用する工法）の採用によりコンクリートくずの発生を抑制する。</p> <p>イ. 鉄筋コンクリート等構造体型枠の材質を木製から鋼製に変更し、繰り返し使用することにより型枠ごみの発生を抑制する。</p> <p>ウ. 軟弱地盤における地下工事の工法を改善し汚泥の発生を抑制する。</p> <p>エ. 工場で建築資材を加工し、現場での端材の発生を抑制する。 施工材料の搬入数量を適正に管理する。 際使用できる梱包材の使用を求め、梱包ごみの発生を抑制する。</p>
再生利用	<p>コンクリートくず、ガラス・陶磁器くずは骨材等として再生利用する。 木くずは合板用チップ等に再生利用する。 廃プラスチック類は、県内に建設予定のRDFプラントで再生利用する。 金属くずは、再生利用のための分別を徹底する。 作業所内での分別を推進し、混合廃棄物となる割合の低減を図る。 建設する建廃リサイクルセンターにおいては、高度な機械選別等を行い再生資材の回収に努める 再生資材の使用を具体的に規定する（再生骨材、再生ボードの使用等）。 汚泥は、再生利用者指定制度の活用により直接再生利用を推進する。 県、市が推進する産業廃棄物再生利用情報ネットワークに参画する。</p>
中間処理	<p>焼却炉を建廃リサイクルセンターに併設し、木くず等の中間処理による減量を図る。 汚泥の脱水を強化し、最終処分量を減少させる。</p>
その他	<p>建設する建廃リサイクルセンターにおいては、中間処理により安定型産業廃棄物の選別を適正に行う。 廃石綿等の事前回収を徹底する。 廃石綿等の熔融処理等を研究する。 処理業者の選定・契約にあたっては、支店・作業所共同で委託先の現地調査を事前に実施する。 二者契約を徹底し、適正な委託料金を確保する。 委託処理状況の確認は、支店と作業所が協力して定期的実施する。 マニフェスト伝票の管理を徹底する。</p>

管理体制の強化

ア. 管理体制（支店全体）

- ・支店内の各部署と協力し、廃棄物処理に対応するための横断的な組織（東西支店環境管理委員会）を編成する。これには、支店長、部課長、作業所長が常時参加する。
- ・支店は、各作業所の廃棄物処理状況と管理体制を定期的に点検し指導する。

イ. 管理体制（作業所）

作業所管理者は、作業所内における廃棄物管理組織を整備し、定期点検を実施するなど日常管理の徹底を図る。

ウ. 管理方法

廃棄物管理規定を作成し、これに基づき廃棄物を適正に管理する。

エ. 廃棄物処理に関する教育

発生抑制、再生利用、中間処理及び関係法令に関する教育を行う。また、関連会社の教育、研修も強化する。

廃棄物処理施設の整備計画

表10 中間処理施設の整備計画

施設の種類	対象産業廃棄物	処理方法等	処理能力	設置年月	設置場所
建廃リサイクルセンター (県内の主要5社による共同設置施設)	建設混合廃棄物	・破砕・選別	600 t/日	平成13年4月	県内CD市 郊外
		・木くずの焼却	50 t/日		
	木くず	・焼却			
汚泥	・脱水 (再生処理ライン)	50 t/日			

5 . 関連推進事項

環境管理・監査システムの導入・構築

支店に置ける環境管理・監査システムの導入を検討する。具体的には「ISO14001」などを参考とし管理等に係る手続きを明確にする。将来的には、この規格の取得を目指す。

自主管理基準の設定

支店における自主的な管理基準を設定する等、環境管理レベルの向上を図る。

情報の公開

当支店で定期的に発行する支店レポートに大気汚染防止や廃棄物処理状況等を取りまとめて掲載する。

県、市の「産業廃棄物再生利用情報ネットワーク」への参画

環境に係る社会活動への積極的な参加

環境に配慮した施工方法等の展示など環境イベントへの参加、協力を積極的に進める。

作成例

多量排出事業者の産業廃棄物処理計画（実施計画）

様式第二号の二(第八条の四の四関係)

(表面)

<p>産業廃棄物処理計画書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>福岡市長 殿 (市長又は区長)</p> <p style="text-align: center;">提出者 住所 AB県CD市中央町1-1 氏名 減量建設 株式会社 東西支店 支店長 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0123-00-4567</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第7項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、この書面を添えて提出します。</p>	
事業場の名称	減量建設 株式会社 東西支店
事業場の所在地	AB県CD市中央町1-1
事業の種類	建設業・総合工事業・一般土木建築工事業 [0 9 1 1]
前年度の産業廃棄物発生量	(種類) 別紙のとおり (発生量) t
本年度の目標	産業廃棄物発生量 (種類) (発生量) t
	自己直接再生利用量 t
	自己直接埋立処分又は海洋投入量 t
	自己中間処理量 t
	自己中間処理残さ量 t

(日本工業規格 A列4番)

(裏面)

自己中間処理後再生利用量	t
自己中間処理後自己埋立処分又は海洋投入量	t
直接委託及び自己処理後委託処分量	t
事務処理欄	
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none">この様式は、前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の4の4の基準に従って作成した産業廃棄物処理計画に添えて提出すること。当該年度の6月30日までに提出すること。「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。「前年度の産業廃棄物発生量」の欄には、前年度に当該事業場において生じた産業廃棄物の種類及び種類ごとの発生量を記入すること。「本年度の目標」の欄には、当該年度の産業廃棄物処理に関して ~ の欄のそれぞれに、(1)から(8)に掲げる量について、その目標量を記入すること。<ol style="list-style-type: none">欄 当該事業場において生ずる産業廃棄物の種類及び種類ごとの発生量欄 (1)の量のうち、直接自ら再生利用する量欄 (1)の量のうち、直接自ら最終処分場に埋立処分する量及び海洋投入処分する量欄 (1)の量のうち、自ら中間処理する量欄 自ら中間処理を行つた後の産業廃棄物の量欄 (5)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却する量欄 (5)の量のうち、自ら最終処分場に埋立処分する量及び海洋投入処分する量欄 (1)の量のうち他人に委託して処理する量に、(5)の量のうち他人に委託して処理する量を加えた量欄には、何も記入しないこと。	

		前年度の 産業廃棄物 発生量	本年度の目標									
			産業廃棄物 発生量	自己直接再 生利用量	自己直接埋 立処分又は海 洋投入量	自己中間処 理量	自己中間処 理残さ量	自己中間処 理後再生利用 量	自己中間処 理後直接埋立 処分又は海洋 投入量	委託処分量		
										再生	中間処理 (再生以外)	最終処分
廃プラスチック	塩ビ管	20	20							20		
	小計	20	20	0	0	0	0	0	0	20	0	0
ゴムくず												
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金属くず	鉄骨鉄筋くず	720	700							700		
	小計	720	700	0	0	0	0	0	0	700	0	0
ガラス・陶磁器くず	石膏ボード	2,480	2,400							2,400		
	ロックウール	20	20							20		
	その他	330	300							170		130
小計	2,830	2,720	0	0	0	0	0	0	2,590	0	130	
がれき類	コンクリート破片	151,460	150,000							150,000		
	その他	830	800							800		
小計	152,290	150,800	0	0	0	0	0	0	150,800	0	0	
汚泥	掘削汚泥	44,520	44,000								44,000	
	小計	44,520	44,000	0	0	0	0	0	0	44,000	0	0
木くず	型枠	4,420	4,400							4,400		
	小計	4,420	4,400	0	0	0	0	0	0	4,400	0	0
紙くず	段ボール	2,500	2,400							2,400		
	小計	2,500	2,400	0	0	0	0	0	0	2,400	0	0
繊維くず												
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃油		30	30							30		
	小計	30	30	0	0	0	0	0	0	30	0	0
電線くず												
蛍光管												
建設混合廃棄物												
	可燃物	2,630	2,500							2,500		
	不燃物	16,040	15,000								15,000	
	無分別	11,180	10,000								10,000	
小計	29,850	27,500	0	0	0	0	0	0	2,500	25,000	0	
計	237,180	232,570	0	0	0	0	0	0	163,440	69,000	130	

作成例

多量排出事業者の産業廃棄物処理計画（実施状況の報告）

(裏面)

自己中間処理後再生利用量	t
自己中間処理後自己埋立処分又は海洋投入量	t
直接委託及び自己処理後委託処分量	t
事故処理欄	
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none">この報告は、6月30日までに提出すること。「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。「産業廃棄物発生量の目標」の欄には、前年度の産業廃棄物処理計画に記載した産業廃棄物発生量に関する目標を記入すること。「計画の実施状況」の欄には、前年度の産業廃棄物処理に関して ~ の欄のそれぞれに、(1)から(8)に掲げる量を記入すること。<ol style="list-style-type: none">欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の種類及び種類ごとの発生量欄 (1)の量のうち、直接自ら再生利用した量欄 (1)の量のうち、直接自ら最終処分場に埋立処分した量及び海洋投入処分した量欄 (1)の量のうち、自ら中間処理した量欄 自ら中間処理を行った後の産業廃棄物の量欄 (5)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量欄 (5)の量のうち、自ら最終処分場に埋立処分した量及び海洋投入処分した量欄 (1)の量のうち他人に委託して処理した量に、(5)の量のうち他人に委託して処理した量を加えた量欄には、何も記入しないこと。	

	産業廃棄物発生量の目標	計画の実施状況										
		産業廃棄物発生量	自己直接再生利用量	自己直接埋立処分又は海洋投入量	自己中間処理量	自己中間処理残さ量	自己中間処理後再生利用量	自己中間処理後直接埋立処分又は海洋投入量	委託処分量			
									再生	中間処理(再生以外)	最終処分	
廃プラスチック	塩ビ管	30	20							20		
	小計	30	20	0	0	0	0	0	0	20	0	0
	ゴムくず											
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金属くず	鉄骨鉄筋くず	800	720							720		
	小計	800	720	0	0	0	0	0	0	720	0	0
	ガラス・陶磁器くず											
	石膏ボード	2,500	2,480							2,480		
	ロックウール	30	20							20		
	その他	400	330							170		160
	小計	2,930	2,830	0	0	0	0	0	0	2,670	0	160
がれき類	コンクリート破片	160,000	151,460							151,460		
	その他	1,000	830							830		
	小計	161,000	152,290	0	0	0	0	0	0	152,290	0	0
汚泥	掘削汚泥	50,000	44,520								44,520	
	小計	50,000	44,520	0	0	0	0	0	0	0	44,520	0
木くず	型枠	5,000	4,420							4,420		
	小計	5,000	4,420	0	0	0	0	0	0	4,420	0	0
紙くず	段ボール	2,500	2,500							2,500		
	小計	2,500	2,500	0	0	0	0	0	0	2,500	0	0
繊維くず												
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃油		50	30							30		
	小計	50	30	0	0	0	0	0	0	30	0	0
電線くず												
蛍光管												
建設混合廃棄物	可燃物	3,000	2,630							2,630		
	不燃物	18,000	16,040								16,040	
	無分別	12,000	11,180								11,180	
	小計	33,000	29,850	0	0	0	0	0	0	2,630	27,220	0
	計	255,310	237,180	0	0	0	0	0	0	165,280	71,740	160